

一般社団法人 日本損害保険協会  
一般社団法人 外国損害保険協会

財務省大臣官房信用機構課長

## 住宅ローン利用者に対する「地震保険」への加入促進について（協力依頼）

平素から、地震保険業務にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現状として住宅を購入する際、その多くは金融機関からの住宅ローンにより調達されているところ、住宅ローンに関しては、過去の巨大地震等発生時に、いわゆる二重ローンが度々問題となってきたところです。そして、自然災害の頻発・激甚化が進む中であって、弁済が長期間にわたる住宅ローンについては、債権者及び債務者の双方が、これまで以上に自然災害のリスクの存在を適切に認識するとともに、それらリスクへの適切な備えを事前に行うことが重要となってきたと考えられます。

今般、「地震保険に関する法律」第1条の「地震保険の普及」を図る観点より、当省から金融機関等に対し、別添のとおり、通常では補償できない地震等のリスクと、「地震保険」等の事前の備えの必要性につき、衡量する機会を提供できるよう、その住宅ローン実行（借換を含む）において、改めて徹底していく旨、協力を要請したところです。

貴協会におかれましては、会員各社に対し、当該要請が金融機関等に対し行なわれている旨を周知していただきますようお願いいたします。

なお、貴協会から会員各社に対する周知につきましては、今回の令和6年能登半島地震に係る保険金の迅速な支払い等に支障が生じることがないように、4月以降とすることも差し支えない旨、申し添えます。

（別添）

財務省大臣官房信用機構課長から金融機関等に対する要請文

以上